

## 大阪高速鉄道株式会社 常務取締役運輸部長の公募について

大阪高速鉄道株式会社では、常務取締役運輸部長の選任について下記のとおり公募を実施しましたので報告します。

今後、選考委員会による選考を経たのち、株主総会及び取締役会での決定等を経て、選任される予定です。

## 記

## 1 募集内容

別紙「公募実施要領」のとおり

2 募集期間：平成30年11月13日（火）から30年12月13日（木）まで

2 任期：2年間

就任日(2019年6月下旬開催予定の定時株主総会)～

2021年6月定時株主総会終結のときまで

2 報酬年額：760万円※『大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領』の報酬年額と同額

2 応募資格（公募実施要領〔3. 応募資格〕より一部抜粋）

（1）企業等において管理職などマネジメント業務の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者

（2）鉄道事業法第6条第2号及び第4号に定める欠格事由に該当しない者（添付資料-1）

（3）鉄道事業法施行規則第36条の4第1号及び第3号に定める「安全統括管理者」の要件を満たす者（添付資料-2）

## 2 選考等スケジュール

- ・平成30年12月25日～31年1月11日 1次選考（書類審査）
- ・平成31年2月6日 2次選考（面接）
- ・平成31年6月上旬 取締役会で取締役候補者を内定
- ・平成31年6月下旬 株主総会で承認後、取締役会で決定

## 大阪高速鉄道株式会社 常務取締役運輸部長 公募実施要領

### 1 趣旨

大阪高速鉄道株式会社の設立趣旨である公共目的の達成と法人の安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力をもち、リーダーシップを発揮できる人物として、優れた人材を幅広く募集する。

### 2 募集内容

役員（常務取締役運輸部長）を募集する。

職務内容は、別添「職務内容書」を参照。

### 3 応募資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものに該当しない者
- (2) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない者
- (3) 平成31年6月（予定）の定時株主総会から勤務できる者
- (4) 企業等において管理職などマネジメント業務の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者
- (5) 鉄道事業法第6条第2号及び第4号に定める欠格事由に該当しない者（添付資料-1）
- (6) 鉄道事業法施行規則第36条の4第1号及び第3号に定める「安全統括管理者」の要件を満たす者（添付資料-2）

### 4 申込方法等

#### (1) 申込書等の配布

- ・申込書等は、平成30年11月13日（火）から、大阪高速鉄道株式会社総務部総務課において配布する。
- ・直接配布を希望する場合、月曜日から金曜日まで（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、大阪高速鉄道株式会社総務部総務課に来所すること。
- ・郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、120円分の切手を貼った角型2号封筒（縦33cm×横24cm）を同封して、大阪高速鉄道株式会社総務部総務課あて申し込むこと。
- ・この実施要領（申込書等を含む）は、大阪高速鉄道株式会社のホームページからダウンロードすることができる。  
また、大阪府のホームページでも閲覧できる。

#### (2) 申込方法

応募希望者は、次の書類を大阪高速鉄道株式会社総務部総務課まで持参または郵送で提出すること。（書留郵便に限る）なお、提出された書類は返却しない。

- ・応募申込書（別紙様式）
  - ① 氏名を自署の上、押印すること

- ② 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦**4cm**×横**3.2cm**）を貼付すること
  - ③ 学歴は高等学校終了時から年代順に記入すること
  - ④ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること
  - ・小論文（参考様式1、A4縦長、横書き）

「鉄道事業における安全管理について」というテーマで**2000**字以内で作成すること。  
参考様式を用いるほか、パーソナル・コンピューター等により作成し、又は原稿用紙を使用してもかまわない。
  - ・自己アピール文（参考様式2、A4縦長、横書き）

応募の動機を含め、これまでの経歴、実績等を踏まえて、当法人にどのように貢献できるかを**2000**字以内で作成すること。  
参考様式を用いるほか、パーソナル・コンピューター等により作成し、又は原稿用紙を使用してもかまわない。
  - ・返信用封筒（長形3号定形 **12 cm**×**23.5 cm**）

あて先及び氏名を明記し、**82**円切手を貼付したもの。（書類選考の結果通知に使用しません）
- ※提出書類は、日本語で記載すること。

### (3) 受付期間

- ・受付期間は、平成**30**年**11**月**13**日（火）から平成**30**年**12**月**13**日（木）まで。
- ・持参の場合は、大阪高速鉄道株式会社総務部総務課まで直接持参のこと。受付時間は、月曜日から金曜日まで（土日祝日を除く。）の午前**9**時から午後**5**時まで。
- ・郵送の場合は、平成**30**年**12**月**13**日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、封筒の表に「役員（常務取締役 運輸部長）応募」と朱書すること。

## 5 選考方法

小論文及び自己アピール文の審査（1次選考）と面接審査（2次選考）を行う。

### (1) 1次選考

小論文及び自己アピール文審査

（応募時に提出された小論文及び自己アピール文を審査する）

### (2) 2次選考

面接審査

主な質問事項（例示）

- ① これまでの経験を大阪高速鉄道株式会社でどう活かすか
- ② 大阪高速鉄道株式会社の役員に就任する心構え
- ③ 公共交通機関が安全・安定運行を継続するために必要なこと

### (3) 面接審査は平成**31**年**2**月上旬を予定

（詳細な日程等は面接審査対象者に別途通知する）

- (4) 1次選考合格者に対し、2次選考を行い、最終合格者を決定する。（選考結果については、別途通知する）なお、選考の結果、合格者がいない場合もある。

## 6 選考結果

大阪高速鉄道株式会社「役員選考委員会」は、審査の結果、役員（常務取締役運輸部長）として適格性を有すると判断された者を（常務取締役運輸部長）候補者として、取締役会に推薦する。なお、選考委員会から、役員（常務取締役運輸部長）候補者として推薦するものであり、この推薦により役員（常務取締役運輸部長）に決定となるわけではない。

## 7 役員（常務取締役運輸部長）内定者の決定

法人は、役員（常務取締役運輸部長）候補者として推薦された者の中から1名を役員（常務取締役運輸部長）内定者として決定する。

この決定結果については、平成**31**年**2**月下旬に応募者へ通知する。

## 8 役員（常務取締役運輸部長）任命

役員（常務取締役運輸部長）内定者については、**6**月定時株主総会及び取締役会にて役員（常務取締役運輸部長）として任命する。

## 9 任期、報酬等

(1) 役員（常務取締役運輸部長）として任期は、平成**31**年**6**月の定時株主総会から**2**年間。

(2) 役員（常務取締役運輸部長）には、報酬を支給する。

参考：報酬の年額（現行） **760**万円

ただし、「大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例」（平成**18**年**3**月**28**日大阪府条例第**71**号）に基づく経営評価の結果により増減する場合がある。また、退職金は支給しない。

## 10 関連情報

大阪高速鉄道株式会社の関連資料はホームページに掲載している。自由に閲覧又はダウンロードされたい。

**URL** <http://www.osaka-monorail.co.jp/>

## 11 個人情報の取扱い

応募書類等送付された個人情報は、採用及び採用後の人事管理に関してのみに利用し、採用選考終了後、当法人において速やかに廃棄する。

なお、一次選考合格者は、安全統括管理者として必要な職務経歴等を当社から前勤務先等へ照会するので、別添の同意書を提出すること。

## 12 問合せ・応募申込先

〒**565-0826** 大阪府吹田市千里万博公園**1-8**

大阪高速鉄道株式会社 総務部総務課

電話（代表）**06-6319-9961** FAX **06-6875-6302**



免許・資格	
年 月	

私は、役員（常務取締役運輸部長）に応募します。

なお、私は、実施要領に掲げてある応募資格をすべて満たしており、この申込書の記載事項は、事実に相違ありません。

平成 年 月 日

氏名（自署） \_\_\_\_\_ 印

（注）用紙の大きさはA4縦長とする。

小論文

【テーマ】

「鉄道事業における安全管理について」

(注) 用紙の大きさはA4縦長とする。

自己アピール文

【例】応募の動機を含め、経営能力が優れているなど、自分の経歴、実績等を交えながらアピールしてください。

(注) 用紙の大きさはA4縦長とする。

添付資料-1

鉄道事業法 抜粋

(欠格事由)

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 鉄道事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの
- 五 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

鉄道事業法施行規則 抜粋

(安全統括管理者の要件)

第三十六条の四 法第十八条の三第二項第四号 の国土交通省令で定める安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して十年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 当該鉄道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。
- 三 法第十八条の三第七項 の命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者でないこと。

鉄道事業法 抜粋

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。）に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
  - 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
  - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
  - 四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
  - 五 運転管理者（鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者（第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者）を選任しなければならない。

- 5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

#### 鉄道事業法施行規則における「業務」と「経験年数」について

鉄道事業法施行規則第 36 条の 4 第 1 号の規定(軌道において準用する場合を含む。)における「業務」とは、鉄道事業者(軌道において規則第 36 条の 4 第 1 号の規定を準用する場合においては、軌道経営者)におけるものであつて以下のとおりとする。

- ①土木施設、電気施設、車両の設計、施工・製作・改造及び管理
- ②次に掲げる業務
  - a.列車の運行計画の設定及び変更に関する業務
  - b.乗務員の運用計画に関する業務
  - c.車両の運用計画に関する業務
  - d.乗務員の資質の維持に関する業務
  - e.以下に掲げる運行に関する業務
    - イ.列車等の操縦に関する業務
    - ロ.鉄道信号の取扱いに関する業務
    - ハ.運行の指令に関する業務
- ③上記①及び②の内容を含む設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務
- ④ 上記①～③に類する業務

また、第 36 条の 4 第 1 号の規定(軌道において準用する場合を含む。)における「同等以上の能力」と認められる者は、以下に示す業務の経験の期間が通算して 10 年以上である者とする。

- ⑤鉄道事業者における①～④に示す業務の経験
- ⑥軌道経営者における①～④に示す業務の経験
- ⑦鉄軌道事業者以外の企業、試験研究機関、公的機関における①～④に示す業務(鉄軌道に関連するものに限る。)の経験
- ⑧国外における上記⑤～⑦と同様の業務の経験

平成 年 月 日

## 同意書

大阪高速鉄道株式会社  
代表取締役社長 〇村 庄平様

私は、貴社の安全統括管理者として必要な前勤務先等での職務経歴等を、貴社から前勤務先等へ照会することに同意します。

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_